

Client Alert - Financial Sector

2023年7月号 (Vol.7)

銀行・貸金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 銀行の業務範囲規制及び子会社規制、銀行代理業者の非公開金融情報規制を緩和する改正案の公表 (2) 経済安全保障推進法の適用対象となる銀行業・信託業の指定基準等に係る関連府令案の公表 (3) 投資事業有限責任組合形式の貸付型ファンドに関するノーアクションレター回答の公表
保険	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保険業高度化等会社に関する監督指針の改正 (2) 顧客本位の業務運営に関する公表 (3) 「2023年 保険モニタリングレポート」の公表 (4) 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況の公表 (5) リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果の公表 (6) 「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」(2023年6月)の公表 (7) 外国特定金融関連業務会社に関する保険業法施行規則、その他付随業務に関する監督指針の改正案の公表
証券	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」(第1回)の開催 (2) “S-1方式”に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(案)の公表 (3) 「重要な契約」の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(案)の公表 (4) PTS制度に関する「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案」のパブリックコメント結果等の公表 (5) 大口信用供与規制に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表 (6) 新NISAの成長投資枠を使った回転売買への勧誘行為に係る「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表 (7) 日証協「協会の役員員に対する処分に関するワーキング・グループ」報告書の公表
アセットマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金融庁「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表 (2) 投資信託協会「ESG関連投資を行う資産運用会社としての基本的な考え方」の公表 (3) 投資信託協会「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等の一部改正に係るパブリックコメントの結果公表
バンキング、ストラクチャードファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> (1) 担保法制の見直しに関する直近の議論の状況
資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経済安全保障推進法の適用対象となる資金移動業・第三者型前払式支払手段の発行業務の指定基準等に係る内閣府令案の公表
クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経済産業省及び警察庁、サイバー攻撃によるクレジットカード番号等の漏えい事案に関する対策の推進に関する覚書を締結

Client Alert - Financial Sector

	(2) クレジットカードの加盟店手数料の配分率が公開
暗号資産交換業・デリバティブ	(1) 令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等のパブリックコメントに係る結果公表・法令の施行
犯収法	(1) 「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」(2023年6月)の公表 (2) 令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表(為替取引分析業関係)
データ・セキュリティ	(1) 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ防護に関する政省令案の公表 (2) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の改訂の策定 (3) 重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針の策定
サステナビリティ	(1) 「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」の公表 (2) 「インパクト投資等に関する検討会報告書」の公表

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2023年7月号(Vol.7)を作成いたしました。金融セクターにおける実務の一助となれば幸いに存じます。

2. 銀行・貸金

(1) 銀行の業務範囲規制及び子会社規制、銀行代理業者の非公開金融情報規制を緩和する改正案の公表

金融庁は、2023年6月30日に、関係業界団体からの規制緩和要望等に対応するため、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表しました¹。

まず、銀行本体の業務の拡大として、クレジットカードのキャッシング機能の媒介やグループ内の研修業務、コンサル業務、調査業務等の代理・媒介を銀行本体でできるようにすることが提案されています。

さらに、銀行代理業者が非公開金融情報を兼業業務において利用する場合の顧客の同意について、所属銀行が同じグループ内である場合には不要とすることが提案されています(この同意が不要となった場合でも、個人情報保護法上の同意は必要ですが、個人情報保護法上の同意については共同利用の規定を用いることが考えられます)。

また、銀行グループが外国の会社を買収する場合に例外的に出資ができる一般事業を併せて営む金融関連業務会社として、リース会社、クレジットカード会社に加えて、プリペイドサービス会社も追加することが提案されています。

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/qinkou/20230630/20230630.html>

Client Alert - Financial Sector

(2) 経済安全保障推進法の適用対象となる銀行業・信託業の指定基準等に係る関連府令案の公表

金融庁は、2023年6月15日に、金融分野において経済安全保障推進法が適用される事業者を指定する基準を定める等のため、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（案）」等を公表しました²。

銀行業の場合の特定社会基盤事業者としての指定対象は、以下のいずれかに該当する者とするのが提案されています。

- ・直近の3事業年度の末日における預金残高の平均が10兆円以上
- ・直近の3事業年度の末日における預金口座（別段預金を除く）の数の平均が1,000万口座以上
- ・直近の3事業年度の末日における国内に設置しているATMの数の平均が1万台以上

信託業の場合の指定対象は、直近の3事業年度の末日における受託する信託財産（管理を第三者に委託しているものを除く。）の残高の平均が300兆円以上である者とするのが提案されています。

特定社会基盤事業者として指定された場合、特定重要設備（銀行業については、預金、貸出及び為替のためのシステム、信託業については、信託財産の管理のためのシステムとすることが提案されています。）を導入しようとする場合に、事前に当局に計画書を届け出ることが求められます。指定に関する規定は2023年11月までに、計画書の届出に関する規定は2024年2月までに施行される予定です。

(3) 投資事業有限責任組合形式の貸付型ファンドに関するノーアクションレター回答の公表

金融庁は、2023年6月19日に、以下のような投資事業有限責任組合形式の貸付型ファンドの投資者の行為は、貸金業法2条1項に規定する金銭の貸付に該当しない旨のノーアクションレター回答を公表しました³。匿名組合形式の貸付型ファンドについては、2019年3月18日に、匿名化・複数化を前提とせず一定の要件を満たす場合には投資者の行為は貸金法2条1項に規定する金銭の貸付に該当しない旨のノーアクションレターが出されており、それと同様の回答がされています。

- ・借り手が法人であること
- ・投資者は、投資事業有限責任組合法上の有限責任組合員であって、貸付債権に対する処分権限を有さず、貸付業務を執行することができず、貸付行為に関し

² <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230615/20230615.html>

³ https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/kashikin/024_16a.pdf
https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/kashikin/024_16b.pdf

Client Alert - Financial Sector

投資事業有限責任組合法9条2項に規定するその出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負うことを除き義務を有していないこと

- ・貸付約款等において、ファンド事業者（貸付実行者）自らが、貸付金額、貸付金利、資金用途等の貸付条件を設定の上借り手に提示し、借り手と投資者とが貸付けに関する接触をしない旨や当該接触をさせないことを担保するための措置が明記されていること
- ・ファンド事業者（貸付実行者）は、貸金業法24条の6の12第2項に規定する社内規則に、借り手と投資者とが貸付けに関する接触をさせないことを担保するための措置を規定していること
- ・投資事業有限責任組合契約等において、投資者は、貸付債権に対する処分権限を有さず、貸付け業務を執行することができず、貸付け行為に関し投資事業有限責任組合法9条2項に規定するその出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負うことを除き義務を有していないこと、また、投資者と借り手とが貸付けに関する接触をしない旨や当該接触をさせないことを担保するための措置が明記されていること
- ・ファンド販売業者は、投資者に対し、借り手も投資者との貸付けに関する接触が禁じられていることを説明していること

(以上、2. 銀行・貸金について)

カウンセル 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

3. 保険

(1) 保険業高度化等会社に関する監督指針の改正

金融庁は、2023年6月1日、[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等](#)を公表しました。

保険会社及び保険グループにおいて、保険業高度化等会社の設立に向けた実証実験を行うことができるか明らかではなかったところ、実証実験が保険業法上の「業務」に該当せず、実証実験を行うことができることを明確化（保険会社向けの総合的な監督指針（以下本項では「監督指針」といいます。）III-2-2-5（1））したものです。今回の改正は新たな規制を課すものではなく、従前から行われている業務範囲規制の範囲内での実証実験についてはこれまでどおり実施可能であり、従前の取扱いを変更するものではないとされています（以上につき、銀行法に関しては、[「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」](#)1番～11番参照）。

Client Alert - Financial Sector

併せて、保険グループとしての、他業保険業高度化等会社（保険業法 106 条 1 項 16 号に定める保険業高度化等会社のうち、同法施行規則 57 条の 3 に規定される「一定の保険業高度化等会社」を除いたもの）に係る経営管理の着眼点が追加されています。保険会社が他業保険業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得等した後において、当該他業保険業高度化等会社が保険グループに入ったことによる当該グループ全体の経営管理態勢やリスク管理態勢に追加すべき態勢等、当該態勢について変更することがあるかを確認すること（監督指針 III-2-2-5（2）⑤）とされています。

(2) 顧客本位の業務運営に関する公表

金融庁は、2023 年 6 月 22 日、[「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針等を公表した金融事業者リスト（令和 5 年 3 月末時点）及び投資信託・外貨建保険の共通 KPI に関する分析（令和 4 年 3 月末基準）の追加掲載等](#)を公表しました。2023 年 3 月 31 日までに金融事業者から金融庁に対して報告があった内容に基づき、「金融事業者リスト」及び「外貨建保険の共通 KPI」に関する分析が更新されています。今回公表された KPI は、2022 年 3 月 31 日時点のもので、前回の公表と基準日が同一であることから大きな変化はありませんでした。

(3) 「2023 年 保険モニタリングレポート」の公表

金融庁は、2023 年 6 月 30 日、保険行政の透明性を高めつつ、各保険会社と課題認識等を共有しながら PDCA サイクルをより強く意識した行政運営を行っていくことを目的として、2022 事務年度のモニタリングの結果等について、[「2023 年 保険モニタリングレポート」](#)として取りまとめ、公表しました。

金融庁が認識している諸課題の項目は基本的に昨年の保険モニタリングレポートと変わっておらず、保険ビジネスを巡る動向、自然災害の頻発・激甚化への対応、財務の健全性の確保、営業職員・代理店管理態勢の高度化、公的保険制度を踏まえた保険募集、外貨建保険の募集管理、少額短期保険業者の態勢整備について、アップデートされた内容が取りまとめられています。

(4) 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況の公表

金融庁は、2023 年 6 月 30 日、[経済価値ソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況](#)を公表しています。金融庁においては、2022 年 6 月の「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」以降、フィールドテストの結果分析や、保険会社等との対話を通じ、新規制に関する各論点の検討を進めていました。これらの検討を踏まえて、保険会社におけるフォワードルッキングな態

Client Alert - Financial Sector

勢整備や、関係者への新規制に関する周知・理解の促進のため、基準の最終化に向けての論点及びその検討状況を示すものとして、上記の資料が公表されています。

(5) リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果の公表

金融庁は、2022 事務年度において、リスク性金融商品の各業態の販売動向や個社別の規模対比での販売額等を基に、リスクベースで重点的にモニタリングする先を抽出し、仕組債や外貨建一時払い保険の販売・管理態勢を中心に、深度ある対話・モニタリングを実施しました。そのような対話・モニタリングで把握した実態を基に、金融庁は、2023 年 6 月 30 日、販売会社に共通となり得る課題を取りまとめ、[モニタリング結果](#)を公表しています。

本モニタリングでは、保険に関しては外貨建一時払い保険について、「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応が示されています。金融庁においては、外貨建一時払い保険に関し、運用目的で販売したが他のリスク性商品とのリターン・コスト等の比較説明をしていない、相続目的で販売したが非課税枠を大きく超える保険金が設定されている、保障目的で目標（ターゲット）到達型保険を販売したが目標到達後に保険を解約させて保険期間を途絶えさせているといった課題があるとされています。また、2022 年度上期の外貨建一時払い保険の販売増加の背景の一つが、外貨建一時払い保険の販売を推進する業績評価体系であることが窺われるとのこと。顧客ニーズに即した販売動向が懸念する先が相応に存在しているとして、販売姿勢や販売・管理態勢について幅広く対話・モニタリングを強化するとされています。

(6) 「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（2023 年 6 月）の公表

金融庁は、2023 年 6 月 30 日、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策について、金融庁所管事業者の対応状況や金融庁の取組み等を「[マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題](#)」として取りまとめ、公表しています。

本レポートにおいては、金融機関を取り巻くリスクの状況、金融機関におけるマネロン等リスク管理態勢の現状と課題、マネロン対策等に係る金融庁の取組みが公表されています。保険会社においては、保険料として収受した金銭その他の資産について、有価証券投資や金銭貸付等による運用までを含めてリスクの特定・評価が必要であること、投融資先やその関係当事者が制裁対象や反社会的勢力でないことを継続的に確認する検証態勢を構築する等のリスクの低減の視点から、取組みが進んでいる事例及び取組みに遅れが認められる事例が紹介されています。保険会社全体としては、疑わしい取引等を的確に検知・監視・分析する態勢として、取引モニタリングシステムを

Client Alert - Financial Sector

活用してリスクを実効的に低減していく取組み、マネロン対策等の専門性の高い管理部門職員の採用・育成が課題として掲げられています。

(7) 外国特定金融関連業務会社に関する保険業法施行規則、その他付随業務に関する監督指針の改正案の公表

金融庁は、2023年6月30日、[外国で一般事業を併せ営む金融関連業務会社の業務範囲を緩和する保険業法施行規則の改正案、保険会社の付随業務として、保険会社子会社及び保険持株会社の子会社が行う他の事業者に対する研修業務、コンサル業務、調査業務等の代理・媒介業務を明確化する監督指針の改正案](#)を公表しました。2023年7月31日12時までパブリックコメントが募集されています。

保険業法施行規則改正案は、保険会社が、子会社対象会社以外の外国の会社であって当該外国会社を原則として10年を経過する日までの間、子会社とすることができる「外国特定金融関連業務会社」（保険業法106条6項1号）の範囲が拡大され、同法施行規則56条の2第2項21号の自家型前払式支払手段を発行する業務もしくは第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの前払式支払手段を販売する業務を主として営む外国の会社を追加するものとなっています。

監督指針の改正案は、保険会社のその他付随業務に「保険会社の子会社又は保険持株会社の子会社が行う他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談業務、金融等に関する調査・研究業務」及び「個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務に関する代理・媒介業務」（監督指針III-2-13-2（1））を追加するものとなっています。

（以上、3. 保険について）

パートナー 吉田 和央
☎ 03-6266-8735
✉ kazuo.yoshida@mhm-global.com
アソシエイト 福島 邦真
☎ 03-5293-4930
✉ kunimasa.fukushima@mhm-global.com

4. 証券

(1) 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」（第1回）の開催

金融庁・金融審議会は、2023年6月5日に「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」（以下「公開買付・大量保有報告WG」といいます。）の第

Client Alert - Financial Sector

1 回会合を開催しました⁴。このワーキング・グループは、「近時の資本市場における環境変化を踏まえ、市場の透明性・公正性の確保や、企業と投資家との間の建設的な対話の促進等の観点から、公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について検討を行う。」こととされています。

第 1 回会合においては、(A) 公開買付制度、(B) 大量保有報告制度、(C) 実質株主の透明性の 3 つのテーマについて、それぞれ以下のとおり検討課題が提示されています。

(A) 公開買付制度

- **市場内取引により議決権の 3 分の 1 超を取得する取引を強制公開買付規制の適用対象とすること**
- **第三者割当により議決権の 3 分の 1 超を取得する取引を強制公開買付規制の適用対象とすること**
- **3 分の 1 ルールの閾値を引き下げること及びその具体的な閾値**
- **強制公開買付規制を欧州型の規制（事後的な規制）に転換すること⁵**
- **定款の定めや株主総会の承認等による公開買付規制のオプトイン／アウト制度を設けること及びその内容**
- **公開買付けの強圧性の問題に対応するための措置を講じること及びその具体的な措置の内容**
 - **全部買付義務の閾値（現行は 3 分の 2）を引き下げる措置**
 - **追加応募期間（通常に応募期間に応募した株主は追加応募期間中に応募を撤回することができない。）を設けることを義務付ける措置**
 - **公開買付けへの賛否について賛成が反対を上回る場合にのみ、公開買付けの実施を認める旨の措置**
- **公開買付けの差止制度を設けること並びにその差止事由及び差止権者**
- **公開買付けの事後的な救済制度（例：公開買付規制に違反して取得した株式の議決権行使の差止めを可能とする制度）を拡充すること及びその内容**

等

(B) 大量保有報告制度

- **企業と投資家との実効的な対話を促進するため、「重要提案行為」の範囲を限定又は明確化すること**
- **協働エンゲージメントを行う際に、「共同保有者」の解釈の不明確さが支障となっているとの指摘を踏まえ、共同保有者の範囲の限定又は明確化をはかること**

⁴ 資料 : https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tob_wg/shiryuu/20230605.html

議事録 : https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tob_wg/gijiroku/20230605.html

⁵ 公開買付・大量保有報告 WG では、「英国等の欧州の公開買付制度では、閾値を超える議決権の取得自体について方法の制限はなく、その後、全ての株主に対して公開買付けをすることを要求する事後的な規制となっている。」と欧州の制度が紹介されており、その特徴として支配権の取得後に残りの全株式を対象とする TOB が必要となる「事後的規制」であること、部分買付けが原則禁止されること、最低価格規制に服すること、市場内取引・第三者割当も規制対象であること等が挙げられています（[事務局説明資料](#) 11 頁参照）。

Client Alert - Financial Sector

- エクイティ・デリバティブのロングポジションの保有を、大量保有報告制度の適用対象に含めること
- 大量保有報告制度の実効性を確保するための方策の要否及びその内容等

(C) 実質株主の透明性

- 企業や他の株主が実質株主を効率的に把握するための方策の要否及びその内容

公開買付・大量保有報告 WG の第 1 回会合では、これらの論点について過不足がないか、また留意すべき事項や優先順位をどのように考えるかという観点から、幅広い議論が交わされました。

今般提示された検討課題には、公開買付制度及び大量保有報告制度の抜本的な見直しに及ぶ論点も含まれており、機関投資家や金融機関をはじめとした資本市場の参加者にとって、大きな影響を及ぼし得る議論が行われることが予想されます。公開買付・大量保有報告 WG の議論は次回以降さらに具体性を帯びていくことが想定されており、今後の議論の動向が注視されます。

(2) “S-1 方式”に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）の公表

金融庁は、2023 年 6 月 30 日に「[『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正（案）の公表について](#)」を公表し、2023 年 7 月 31 日を期限とするパブリックコメント手続きを開始しました。

この改正案は、上場日程の短縮化や日程設定の柔軟化に対応するためのものであり、上場承認前に有価証券届出書を提出することを可能とすることで、上場スケジュールの短縮化・柔軟化を図るとともに、上場承認前よりも前に機関投資家とのコミュニケーションを行う機会を拡大することを企図するものです。

当該改正案の詳細については、当事務所の [Capital Markets Bulletin Vol.74 「IPO における上場日程の期間短縮のための新たな制度（S-1 方式）に関する開示府令等の改正案の公表」](#) で解説しておりますので、そちらも併せてご参照ください。

(3) 「重要な契約」の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）の公表

金融庁は、2023 年 6 月 30 日に「[『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正（案）の公表について](#)」を公表し、2023 年 8 月 10 日を期限とするパブリックコメント手続きを開始しました。

Client Alert - Financial Sector

この改正案は、【1】企業・株主間のガバナンスに関する合意、【2】企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意及び【3】ローン契約と社債に付される財務上の特約の3類型に該当する契約についての開示が求められることとされました。

このうち、【1】企業・株主間のガバナンスに関する合意及び【2】企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意については、下表に掲げる開示対象に関して、有価証券報告書等での開示が求められています。

	【1】ガバナンス	【2】処分・買増し等
開示対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員候補者指名権の合意 ● 議決権行使内容を拘束する合意 ● 事前承諾事項等の合意 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意 ● 保有株式の買増しの禁止の合意 ● 株式の保有比率の維持の合意 ● 契約解消時の保有株式の売渡請求の合意
有価証券報告書等	<ul style="list-style-type: none"> ● 開示事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 契約の概要 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 締結年月日 ◇ 契約の相手方の名称等 ◇ 合意の内容 等 ➢ 合意の目的 ➢ 取締役会における検討事項その他の意思決定過程 ➢ 企業統治に及ぼす影響（影響がないと考える場合は、その理由） 	

また、【3】ローン契約と社債に付される財務上の特約に関しては、下表に掲げる開示対象について、有価証券報告書等に加えて臨時報告書での開示が求められています（但し、下表に掲げる重要基準を満たさない場合には、それぞれにおける開示は不要とされています。）。

	【3】財務上の特約
開示対象契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該提出会社の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができないことその他の一定の事由が生じたことを条件として当該提出会社が期限の利益を喪失する旨の特約（いわゆる「財務制限条項」）付社債／金銭消費貸借契約 ● （有価証券報告書等に関し、）その他提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約付社債／金銭消費貸借契約
有価証券報告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 開示事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 契約締結／社債発行又は特約付与年月日（※） ➢ 契約の相手方の名称等（※） ➢ 期末残高 ➢ 弁済／償還期限

Client Alert - Financial Sector

告 書 等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 担保の内容 ➢ 特約の内容 ● 重要基準 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 債務／社債の期末残高（同種の特約が付されたものは合算）が連結純資産額の 10%以上の場合
臨 時 報 告 書	<ul style="list-style-type: none"> ● 開示事由 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 財務制限条項付き社債の発行／金銭消費貸借契約の締結 ➢ 財務制限条項の内容変更 ➢ 財務制限条項に定める一定の事由の発生 ➢ 金銭消費貸借契約の終了／社債の償還 ➢ 連結子会社における上記事由 ● 開示事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 締結につき、有価証券報告書等と同様 ➢ 内容変更につき、変更内容及び年月日 ➢ 一定の事由発生につき、事由の内容、事由発生年月日、事由解消・改善のための対応策 ➢ 終了又は償還につき、その旨及びその年月日 ● 重要基準 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 元本額／発行価額の総額が連結純資産額の 3%以上の場合 (有価証券届出書等で開示された場合を除く)

この改正案は、有価証券報告書等の記載については 2025 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等（例えば、3 月を事業年度末とする会社にとっては、2026 年 3 月期の有価証券報告書）から、臨時報告書については、2025 年 4 月 1 日以降に提出される臨時報告書から適用が開始される予定です。

(4) PTS 制度に関する「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案」のパブリックコメント結果等の公表

金融庁は、2023 年 6 月 30 日に「[『金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案』のパブリックコメント結果等について](#)」を公表し、同政令を同日付で公布・同年 7 月 1 日付で施行しました。

これは、金融庁が 2023 年 4 月 28 日にパブリックコメント手続きを開始した、PTS 制度に関する[金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案](#)について寄せられたコメントに対する回答を行うものです。

また、当該パブリックコメント結果の公表と同日に、日証協も「[私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則](#)」の制定等（案）に関するパブリックコメントの結果についてを公表し、同じく 2023 年 7 月 1 日付で施行しています。

Client Alert - Financial Sector

これらの改正の内容については [Client Alert-Financial Sector 2023 年 5 月号 \(Vol.6\)](#) にて解説しておりますので、併せてご参照ください。

なお、今般金融庁が公表したパブリックコメントへの回答においては、今後の制度整備の方向性ないし検討課題について、以下のような見解を示していることが注目に値します。

① 株式投資型クラウドファンディングについて

- ✓ 特定投資家私募との併用により、上限額を引き上げることについて検討。
- ✓ 非上場株式に関する取引の制限に係る経緯も踏まえつつ、株式投資型クラウドファンディングを含む非上場株式等に関する少額募集について、適正な開示・情報提供、適切な勧誘の確保による投資詐欺の防止や適切な投資判断の確保を図りつつ、そのあり方について検討。

② セカンダリー市場でのオンライン取引

- ✓ 個人投資家の保護に配慮しつつ、非上場株式等に関する PTS 業務の認可基準等を緩和する等、新規参入しやすい環境の整備。

③ プロ投資家制度

- ✓ 2022 年 6 月に実施した要件見直しを受けた実務の実施状況を踏まえつつ、広く経済界・金融界も参加しての特定投資家制度の普及に向けた取組みの後押し。
- ✓ 適格機関投資家の範囲に関しては、2014 年に行われた見直しの経緯等を踏まえて検討を行う必要あり。

これらの事項に関しては、今後も制度の見直しを含む種々の取組みが行われることが想定され、その動向が注目されます。

(5) 大口信用供与規制に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表

金融庁は、2023 年 6 月 30 日付にて、大口信用供与規制における特例承認に係る審査基準を明確化する趣旨から、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下本項では「監督指針」といいます。）の一部改正案を公表しました⁶。パブリックコメント期間は、2023 年 7 月 31 日までと設定されています。

従前、証券会社には大口信用供与規制は存在しませんでした⁷が、2023 年 3 月 30 日付にて、最終指定親会社グループに対してのみ、大口信用供与規制を導入する告示が公布されていたところ⁷。今回の監督指針の改正は、当該大口信用供与規制のうち、信用供与等限度額を超えることにやむを得ない理由がある場合の特例承認の審査基準を示したものとなっています。同様の審査基準は、従前から大口信用供与規制が存在していた銀行等との関係では既に示されており（「主要行等向けの総合的な監督指針」

⁶ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20230630-3/20230630.html>

⁷ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20230330/20230330.html>

Client Alert - Financial Sector

Ⅲ-2-3-2-6 (5) 等)、今回の監督指針改正の内容も、基本的にはそれと同じ審査基準を整備したものとなっております。

唯一の実質的な差異は、信用供与等限度額を超えることにやむを得ない理由があると承認する場合の事情の例示のうち、銀行等の大口信用供与規制との関係では規定されていた「ストレス状況下において、銀行間市場の安定性を確保することを目的として、コールローンその他の銀行間エクスポージャーについて信用供与等限度額を超過する必要性が認められる場合」が規定されておらず、逆に銀行等の大口信用供与規制との関係では規定されていなかった「政府系機関等が発行する特定の証券化商品への信用の供与等であり、それにより、当該機関に対する信用供与等限度額を超過する必要性が認められる場合」が規定されている点です。前者の規定がないのは銀証の差異から当然ですが、後者の規定があるのは、最終指定親会社グループに対する大口信用供与規制が導入された際のパブリックコメント⁸ (No.2 及び 9) において信用供与等の定義からの除外を求める声が上がっていた米連邦住宅金融局管理下にある Fannie Mae 及び Freddie Mac が発行又は保証する証券（米国及びカナダでは大口信用供与規制の対象から除外されています。）について、「最終指定親会社のビジネス・モデルに与える影響等を踏まえた上で、最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることについて、本告示第 6 条第 1 項に規定する「やむを得ない理由」があり、同条第 2 項の規定に基づき金融庁長官の承認を受けたときは、第 1 条柱書のただし書きの規定が適用されます。」との回答がなされていたことを踏まえたものと考えられます。

(6) 新 NISA の成長投資枠を使った回転売買への勧誘行為に係る「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表

金融庁は、2023 年 6 月 30 日付にて、新 NISA の成長投資枠を使った回転売買への勧誘行為に関して、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案を公表しました⁹。パブリックコメント期間は、2023 年 7 月 31 日までと設定されています。

来年から始まる新 NISA 制度のもとでは、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な「成長投資枠」が設定され、一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）との併用が可能とされています。

監督指針 IV-3-1-2 (8) では、NISA の制度設計・趣旨等を踏まえた金融商品の提供との観点からの留意事項として、NISA 制度が家計の安定的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨や NISA 制度を利用する顧客の目的等を考慮しつつ、適合性原則等を踏まえて真に顧客の安定的な資産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行っているかという点を掲げ、「顧客の安定的な資産形成に資するかど

⁸ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20230330/01.pdf>

⁹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20230630-2/20230630-2.html>

Client Alert - Financial Sector

うか」の判断にあたっては、個別の商品の特性だけでなく、顧客のポートフォリオ全体のバランスに十分留意する必要があるとしていました。

本改正案では、これに加え、NISA 制度の趣旨等に鑑み、NISA 口座の成長投資枠を使用した合理性のない短期の乗り換え勧誘は顧客の資産形成につながらないことから、こうした勧誘行為が行われていないかについても留意して監督を行うとしています。

(7) 日証協「協会の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」報告書の公表

日本証券業取引業協会は、2023年6月に、「協会の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」報告書を取りまとめ、公表しました。同報告書は、協会の役職員による顧客情報の漏えい等に関する問題行為等の発生を受けて、2022年9月に自主規制会議の下部機関として設置されたワーキング・グループにおける検討事項を取りまとめたものとなります。同ワーキング・グループでは、①情報漏えいに対する協会の役職員及び金融商品仲介業者の外務員の処分の厳格化（禁止行為の追加、情報漏えい等に係る処分量定）、②不都合行為者名簿の公表等が検討されてきました。

外務員の処分の厳格化としては、(i)退職時の顧客情報の不返却・不消去、(ii)他の協会の顧客情報の不正取得、(iii)顧客情報の不正使用、(iv)不正取得する等した顧客情報の漏えい行為、(v)他社が不正取得する等した顧客情報と知った上で、当該情報を転得した者が当該顧客情報を第三者に漏えいする行為を自主規制規則における禁止行為とすることが提言されています。また、顧客情報の重大かつ悪質な漏えい行為を重い職務停止処分事由として新設したほか、顧客情報の情報漏えい等に関する処分量定を明確化することが提言されています。

これに対し、不都合行為者名簿の公表（違反行為を行った役職員の氏名の公表）については、現状の公表処分の必要性等に照らして行わないこととなりました。もっとも、重大な法令等違反行為の再発防止等の観点から、登録取消処分及び不都合行為者の取扱いとなった事案の内容を公表することとなりました。

Client Alert - Financial Sector

(以上、4. 証券について)

パートナー 宮田 俊
☎ 03-6266-8732
✉ suguru.miyata@mhm-global.com

カウンセラー 白川 剛士
☎ 03-6266-8736
✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

カウンセラー 白根 央
☎ 03-6266-8917
✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 富永 喜太郎
☎ 03-6213-8117
✉ yoshitaro.tominaga@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 平川 諒太郎
☎ 03-5223-7712
✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

5. アセットマネジメント

(1) 金融庁「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表

金融庁は、2023年7月11日付にて、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の一部改正案を公表しました¹⁰。パブリックコメント期間は、2023年8月10日までと設定されています。

従前、日本においては、株価指数等の特定の指標の変動率に一致させるよう運用するインデックス型のETF（Exchange Traded Funds。上場投資信託）についてのみ、金融商品取引所への上場が行われてきました。これに対し、特定の指標が存在しないETF（アクティブ運用型ETF）は、世界的にもその市場規模が拡大しており、今後、日本においてもアクティブ型運用ETFの組成が見込まれるとされています。具体的には、東京証券取引所が、アクティブ運用型ETFの上場制度の整備についての要綱を本年3月29日に公表し、これに対するパブリックコメント回答及び対応する有価証券上場規程等の一部改正を同年6月29日に公表し、制度整備がなされました¹¹。

現行の空売り規制のもとでは、インデックス型ETFは、流動性供給のためのマーケットメイクに伴う空売り等の一定の類型について空売り規制の適用除外とされています。これを踏まえ、本改正案では、アクティブ運用型ETFについても同様の取引環境を整えるべく、インデックス型ETFと同様の類型について、アクティブ運用型ETFについても空売り規制の適用除外とするものとしています。

¹⁰ <https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20230711/20230711.html>

¹¹ <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d6/20230329-01.html>
<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/aocfb4000001a3i-att/gaiyo.pdf>

Client Alert - Financial Sector

(2) 投資信託協会「ESG 関連投資を行う資産運用会社としての基本的な考え方」の公表

投資信託協会は、2023年5月18日付にて、「ESG 関連投資を行う資産運用会社としての基本的な考え方」を公表しました¹²。

同協会の政策委員会の下に設置された「投資信託の ESG に関する意見交換会」において、ESG 関連投資や ESG 投信に関する課題に対する資産運用会社としての基本的な考え方について、プリンシプルベースで検討を行った結果として、以下の事項について基本的な考え方が示されています。

- ・ ESG 関連投資の推進
- ・ ESG 投信の区分
- ・ ESG 投信の情報開示
- ・ ESG 関連投資のあり方、品質管理と組織体制の整備
- ・ スチュワードシップ活動

(3) 投資信託協会「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等の一部改正に係るパブリックコメントの結果公表

[Client Alert-Financial Sector 2023年5月号 \(Vol.6\)](#) でお知らせしたとおり、投資信託協会は、2023年4月14日付にて、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等の一部改正案を公表し、パブリックコメント手続を実施しましたが、同年5月18日付にて、その結果が公表されました¹³。

意見募集に対し、特段の意見は寄せられなかったとして、改正案のとおり、改正が実施されました。改正の内容には、①店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に関する注意喚起文書の交付義務の強化、②複雑な投資信託に関する表示の強化等が含まれます。

本改正は、2023年7月1日から実施されています。

(以上、5. アセットマネジメントについて)

カウンセル 白川 剛士
☎ 03-6266-8736
✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

¹² <https://www.toushin.or.jp/topics/2023/22699>

¹³ <https://www.toushin.or.jp/static/publiccomment/ichiran/22455/>

Client Alert - Financial Sector

6. バンキング、ストラクチャードファイナンス

(1) 担保法制の見直しに関する直近の議論の状況

法制審議会・担保法制部会では、「担保法制の見直しに関する中間試案」（2023年1月20日公表）¹⁴及び同中間試案に対して寄せられたパブリックコメント等を踏まえて、担保法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討が進められています。

これまでに公表された部会資料及び議事録によれば、中間試案段階からさらに議論が深められた点や、新たに提案が加えられた論点も含まれています。例えば、中間試案において実務上注目を集めた「登記優先ルール」（動産譲渡担保権相互の優先関係について、占有改定のみにより対抗要件を具備したものよりも、登記を備えたものを優先させる規律）に対しては、別の選択肢として、「占有改定劣後ルール」（占有改定のみにより対抗要件を具備した動産譲渡担保権を、他の方法（指図による占有移転等を含みます。）により対抗要件を具備したものよりも劣後させる規律）も新たに提案されています。

全体的に、依然として流動的な論点も少なくありませんが、担保法制の見直しは金融及び債権回収の実務に重大な影響を与える可能性のあるトピックであり、その動向については引き続き注視していく必要があります。

（以上、6. バンキング、ストラクチャードファイナンスについて）

パートナー 倉持 喜史
☎ 03-6266-8568
✉ yoshihito.kuramochi@mhm-global.com

7. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業

(1) 経済安全保障推進法の適用対象となる資金移動業・第三者型前払式支払手段の発行業務の指定基準等に係る内閣府令案の公表

金融庁は、金融分野において経済安全保障推進法が適用される事業者を指定する基準を定める等のため、2023年6月15日に、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（案）」等を公表しました¹⁵。

資金移動業の場合の指定対象は、以下のいずれにも該当する者とするのが提案されています。

¹⁴ 同中間試案の概要に関しては、当事務所の [Banking / Structured Finance Bulletin / 企業再生・債権管理ニュースレター（2023年2月号）](#) をご参照ください。

¹⁵ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230615/20230615.html>

Client Alert - Financial Sector

- ・直近の3事業年度の末日における利用者数の平均が1,000万人以上
- ・直近の3事業年度における為替取引の金額の平均が4,000億円以上

第三者型前払式支払手段の発行業務の場合の指定対象は、以下のいずれにも該当する者として提案されています。

- ・直近の3事業年度の末日における加盟店数の平均が1万店以上
 - ・直近の3事業年度における第三者型前払式支払手段の発行額の平均が1兆円以上
- 特定社会基盤事業者として指定された場合、特定重要設備（資金移動業や前払式支払手段の発行業務のためのシステムとすることが提案されています。）を導入しようとする場合に、事前に当局に計画書を届け出ることが求められます。指定に関する規定は2023年11月までに、計画書の届出に関する規定は2024年2月までに施行される予定です。

(以上、7. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業について)

カウンセル 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

8. クレジットカード

(1) 経済産業省及び警察庁、サイバー攻撃によるクレジットカード番号等の漏えい事案に関する対策の推進に関する覚書を締結

サイバー攻撃によるEC加盟店等でのクレジットカード番号等の漏えい事案が相次いでいる状況を踏まえ、経済産業省及び警察庁は、2023年6月30日、当該事案の未然防止等を目的に、事案発生時における情報共有や平時における連携等に関する覚書を締結しました。

覚書の概要は、下記のとおりです。

- ① 漏えい事案発生時における連携
 - ・漏えい事案に関する情報の提供
 - ・被害実態の把握、攻撃手口の分析等
- ② 通報・相談の促進
 - ・被害企業等からの警察に対する通報・相談の促進に関する周知
 - ・被害企業等からのクレジットカード会社等に対する連絡促進
- ③ 平時における連携
 - ・攻撃手口や重大なぜい弱性に関する情報等の共有、これらに基づく注意喚起等

Client Alert - Financial Sector

(2) クレジットカードの加盟店手数料の配分率が公開

公正取引委員会は、2022年4月8日に、「クレジットカードの取引に関する実態調査報告書」を公表し、経済産業省は、同年3月22日に、令和2年度及び令和3年度に実施した「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会」の取りまとめを公表しました。

これらの中では、カード発行市場における国際ブランド間の公正な競争条件を確保するとともに、クレジットカード市場全体の透明性を高める観点から、国際ブランドにあっては、イシュー手数料の平均的な料率を公開することが望ましい等との考え方を示されてたところ、今般、JCBから、クレジットカードの加盟店手数料のイシュー及びアクワイアラ間での配分率が公開されました。

公正取引委員会及び経済産業省は、引き続き、クレジットカードに関する競争環境の整備に取り組んでいくとしています。

(以上、8. クレジットカードについて)

カウンセル 篠原 孝典

☎ 03-6266-8783

✉ takanori.shinohara@mhm-global.com

9. 暗号資産交換業・デリバティブ

(1) 令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等のパブリックコメントに係る結果公表・法令の施行

金融庁は、2023年5月26日、令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等につきまして、パブリックコメントの結果を公表しました。これらの改正案は、2022年6月10日に公布された、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（以下本項では「本改正法」といいます。）について規定の整備を行うものとなり、本改正法は2023年6月1日から施行されました。

本改正法では、いわゆるステーブルコイン（特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術等を用いているもの）の発行・流通に関する法整備として、①銀行・資金移動業者や信託会社がステーブルコインの発行者となることができる旨の規定や、②ステーブルコインのうち、パーミッションレス型のものである「電子決済手段」の概念の新設、③電子決済手段の流通を仲介する「電子決済手段等取引業」の新設等の改正が行われたことから、ステーブルコインの発行に関する政省令や監督指針・事務ガイドラインが改正されたほか、電子決済手段等取引業者に関する事務ガイドラインの新設等が行われました。具体的には、信託会社が信託

Client Alert - Financial Sector

型のステーブルコイン（特定信託受益権）を発行し、資金移動業を営もうとする場合の届出手続きや、電子決済手段等取引業に係る登録手続き、利用者保護のための各種の行為規制等について規定が整備されています。

（以上、9. 暗号資産交換業・デリバティブについて）

カウンセラー 白根 央
☎ 03-6266-8917
✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

10. 犯収法

(1) 「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（2023年6月）の公表

金融庁は、2023年6月30日、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策（以下「マネロン対策等」といいます。）について、金融庁所管事業者の対応状況や金融庁の取組み等を「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（以下「マネロンレポート」といいます。）として公表しました。

金融庁では、2021年8月に公表されたFATF第4次対日相互審査の結果等を踏まえ、金融庁所管事業者のマネロン対策等について、モニタリングを進めているところであって、マネロンレポートはこうしたモニタリングで得られた情報や考え方を還元するものとなります。

また、金融庁は、金融庁所管事業者に対し、2024年3月末までに「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、【対応が求められる事項】とされている事項の態勢整備を完了するよう求めています。マネロンレポートでは、業態ごとに、【取組に遅れが認められる事例】及び【取組が進んでいる事例】が挙げられており、金融事業者において同ガイドラインへの対応を進める上でも、参考となります。

(2) 令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表（為替取引分析業関係）

上記9.(1)でも記載しているとおり、2023年5月26日、令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等につきまして、パブリックコメントの結果を公表しました。これらの改正案は、2022年6月10日に公布された、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（以下本項では「本改正法」といいます。）について規定の整備を行うものとなり、本改正法は2023年6月1日から施行されました。

Client Alert - Financial Sector

銀行等の金融機関は、顧客の行う資金の移転（為替取引）等について、マネー・ローンダリング等のおそれのある取引を謝絶すること（取引フィルタリング）や、顧客の取引についてマネー・ローンダリング等の疑いがないかの精査を行うこと（取引モニタリング）が、犯罪収益移転防止法や金融庁が定めるマネロンガイドラインにおいて求められています。本改正法では、こうした取引フィルタリング・モニタリング等を共同して行えるようにするため、銀行等の委託を受けて取引フィルタリング・モニタリング等を行う「為替取引分析業者」の許可制度が新設されたことから（改正資金決済法 2 条 18 項）、資金決済法施行令の改正のほか、「為替取引業者に関する内閣府令」や「為替取引分析業者向けの総合的な監督指針」が新設されました。具体的には、為替取引分析業に係る許可申請手続きや為替取引分析業者が営むことができる業務の範囲、為替取引分析業者が提供する取引フィルタリング・モニタリング等の実効性を高い水準で確保するために求められる態勢等について規定しています。

（以上、10. 犯収法について）

カウンセラー 白根 央

☎ 03-6266-8917

✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

11. データ・セキュリティ

(1) 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ防護に関する政省令案の公表

金融庁は、2023年6月15日「[経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令\(案\)](#)」

（以下「特定社会基盤事業者府令案」といいます。）に関する意見の募集を実施しました（意見募集の期間は2023年7月14日までであり、既に終了しています）。特定社会基盤事業者府令案は、経済安全保障推進法¹⁶に定められた4つの施策の1つである基幹インフラ防護制度の施行に向けて、基幹インフラのうち、金融分野に係る特定重要設備の内容、特定社会基盤事業者の指定基準、指定通知書の様式等の特定社会基盤事業者の指定等に係る手続きを定めるものです。

すなわち、特定社会基盤事業者府令案は、特定社会基盤事業に指定された銀行業、資金移動業、保険業、金融商品債務引受業、第一種金融商品取引業、信託業、第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う事業等のそれぞれの事業に関し、特定重要設備の内容や特定社会基盤事業者の指定基準を規定しています。

例えば、特定社会基盤事業の一つである銀行業については、特定重要設備として、預金・為替取引システムが指定されており（1条1項）、特定社会基盤事業者の指定

¹⁶ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律43号）

Client Alert - Financial Sector

基準としては、銀行業を営む者のうち、預金残高が10兆円以上、又は口座数が1,000万口座以上、又はATMの台数が1万台以上の事業者となっています（2条1項）。

なお、金融庁以外の所管分野を含め、現状の、特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における規制対象の考え方や規制対象（特定社会基盤事業者、特定重要設備、重要維持管理等、構成設備）の案に関しては、経済安全保障法制に関する有識者会議（令和4年度～）の第7回会議（2023年6月12日）における資料1（「[特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の運用開始に向けた検討状況について](#)」）に網羅的に整理されており、参考になります。

(2) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の改訂の策定

サイバーセキュリティ戦略本部及び内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターは、2023年7月4日、「[政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）](#)」を策定しました。この統一基準群は、政府機関や独立行政法人等を対象に、講ずべき情報セキュリティ対策のベースラインを定めるものです。なお、2023年4月17日から5月12日まで実施されたパブリックコメント¹⁷を経て、パブリックコメントの案から表現の明確化等の形式的な修正がいくつかなされています。

(3) 重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針の策定

サイバーセキュリティ戦略本部は、2023年7月4日、「[重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針](#)」を策定しました。これは、2022年6月に改訂された「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（以下「重要インフラ行動計画」といいます。）に基づくもので、金融分野を含む各重要インフラ分野に共通して求められるサイバーセキュリティの確保に向けた取組みをまとめ、各事業者による安全基準等の策定・改定の支援を目的としています。なお、2023年4月24日から5月23日まで実施されたパブリックコメント¹⁸を経て、パブリックコメントの案から表現の明確化等の形式的な修正がいくつかなされています。

なお、上記（1）の「基幹インフラ」と「重要インフラ」は別の制度ですので、その点ご注意ください。

¹⁷ パブリックコメント募集に関しては [Client Alert-Financial Sector 2023年5月号 \(Vol.6\)](#) をご参照ください。

¹⁸ パブリックコメント募集に関しては [Client Alert-Financial Sector 2023年5月号 \(Vol.6\)](#) をご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

(以上、11. データ・セキュリティについて)

カウンセラー 蔦 大輔

☎ 03-6266-8769

✉ daisuke.tsuta@mhm-global.com

アソシエイト 塩崎 耕平

☎ 03-5293-4860

✉ kohei.shiozaki@mhm-global.com

12. サステナビリティ

(1) 「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」の公表

金融庁は、2023年6月30日、「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」¹⁹（以下「第三次報告書」といいます。）を公表し、2022年7月13日に公表された「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」²⁰（第二次報告書）の公表後1年間に生じた課題及び認識された論点等を評価し、課題の全体像や施策の方向性について整理されました。第三次報告書においても、①企業開示の充実、②市場機能の発揮、③金融機関の投融資先支援とリスク管理を軸にしつつ、その他の横断的課題についても整理されています。

①「企業開示の充実」の中では、1月に企業内容等の開示に関する内閣府令が改正され、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が設けられたことを挙げるとともに、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）による開示基準の進展を受けて、日本においてもサステナビリティ基準委員会（SSBJ）において国内基準を策定し、金融庁において法定開示への取り込み等を行う必要がある旨が示されています。

②「市場機能の発揮」の中では、2022年12月15日に「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」²¹が公表されたことを挙げ、ESG情報の集約と質の確保を重要な課題とし、特に企業データの透明性確保及びデータ提供機関のガバナンス向上が課題とされています。

③「金融機関の投融資先支援とリスク管理」の中では、6月に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」²²が公表されたことを挙げるとともに、企業単位の排出削減等の経路等については、定まった基準が存在しないことから、金融機関においても事業や技術の内容、企業の戦略等についても十分に理解を深め、判断・知見を蓄積することが重要とされています。

¹⁹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230630.html>

²⁰ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220713/20220713.html>

²¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20221215/20221215.html>

²² <https://www.fsa.go.jp/singi/decarbonization/index.html>

Client Alert - Financial Sector

(2) 「インパクト投資等に関する検討会報告書」の公表

金融庁・インパクト投資等に関する検討会は、2023年6月30日、「インパクト投資等に関する検討会報告書」²³（以下「本報告書」といいます。）を公表しました。

インパクト投資は社会・環境的効果を持つことに加えて、一定の収益を目指す点に特徴があり、サステナブルファイナンスの1分野として、推進の機運が高まっています。インパクト投資は、従来のESG投資の手法では、収益化に相応の時間を要すること等を理由に、十分捉えることができていなかった社会・環境面での改善効果を有する企業・事業の成長可能性等を理解・評価・支援を行う投資手法として重要な意義を有します。

本報告書内の「インパクト投資に関する基本的指針（案）」（以下「本指針」といいます。）において、インパクト投資の要件としては、①実現を「意図」する「社会・環境的効果」や「収益性」が明確であること、②要件の実施により、追加的な効果が見込まれること、③②の効果の「特定・測定・管理」を行うこと、④市場や顧客に変化をもたらし又は加速し得る新規性等を支援することが示されています。もっとも、本指針においては、かかる要件について固定的なものではないとされ、最終化に向け意見募集が行われています。

本報告書は意見募集に向け、インパクト投資の基本的な考え方を開示することで、意見募集による議論を促しています。さらに、本報告書では、意見募集後に投資家や企業等、官民の多様な関係者が集うコンソーシアムを立ち上げ、投資と事業の実践的課題を継続的に議論していくとされています。

（以上、12. サステナビリティについて）

パートナー 宮田 俊

☎ 03-6266-8732

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

アソシエイト 齋藤 隆慶

☎ 03-6266-8703

✉ takayoshi.saito@mhm-global.com

²³ https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230630_2.html

Client Alert - Financial Sector

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー [『大量保有報告制度の法的知識と実務上の留意点～基礎概念から変更報告書の提出の要否の判断基準、報告書作成要領、取引類型ごとの留意点まで徹底解説～』](#)
開催日時 2023年8月1日（火）10:00～2023年9月29日（金）17:00 配信
講師 根本 敏光
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー [『出版記念セミナー「詳解保険業法〔第2版〕』](#)
視聴期間 2023年8月8日（火）～2023年8月9日（水）
講師 吉田 和央
主催 一般社団法人金融財政事情研究会

- セミナー [『第 5181 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ChatGPT 等の「Generative AI」を金融機関が活用する際の法律留意点～大規模言語モデル・画像生成 AI 等、有効活用のポイント～』](#)
開催日時 2023年8月10日（木）13:30～15:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー [『第 5186 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～リスク分担の押さえておくべきポイント～』](#)
開催日時 2023年8月29日（火）13:30～16:30
講師 末廣 裕亮
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー [『IPO に関わる近時の制度改正や最新の重要トピック』](#)
開催日時 2023年8月29日（火）15:00～17:00
講師 宮田 俊、平川 諒太郎
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー [『金融機関におけるファンド業務の規制と国内・外国ファンドの契約実務』](#)
視聴期間 2023年8月31日（木）9:30～12:30
講師 田中 光江、白川 剛士、湯川 昌紀
主催 株式会社セミナーインフォ

Client Alert - Financial Sector

- セミナー [『ベンチャー・キャピタル／プライベート・エクイティ・ファンドの組成・規制対応・契約実務～LLP-LPS スキームに関する改正等の最新トピックを含めて実務を詳説～』](#)

開催日時 2023年8月31日（木）13:30～16:30

講師 中野 恵太

主催 株式会社金融財務研究会
- セミナー [『第 5191 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「IPO に関わる近時の制度改正や最近の重要トピック』](#)

開催日時 2023年9月5日（火）13:30～15:30

講師 宮田 俊、平川 諒太郎

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー [『Web3・NFT・メタバース』](#)

開催日時 2023年9月11日（月）19:45～21:00

講師 増田 雅史

主催 筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 論文 「Non-Japanese Alternative Investment Funds offered in Japan」

掲載誌 Chambers Expert Focus

著者 大西 信治、中野 恵太（共著）
- 論文 「公正取引委員会競争政策研究センター第 21 回国際シンポジウムの開催について」

掲載誌 月刊公正取引 No.871

著者 増田 雅史（共著）
- 論文 「The Financial Technology Law Review Sixth Edition - Japan Chapter」

掲載誌 The Financial Technology Law Review Sixth Edition

著者 岡田 淳、堀 天子、飯島 隆博（共著）
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Lending & Secured Finance Laws and Regulations 2023 - Indonesia Chapter」

掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Lending & Secured Finance Laws and Regulations 2023

著者 Alfa Dewi Setiawati

Client Alert - Financial Sector

- 論文 「〈論説〉 VC/PE のインセンティブ付与のためのスキーム設計とストラクチャー —LPS に係る登記規則等の改正を契機として—」
掲載誌 金融法務事情 No.2211
著者 中野 恵太

- 論文 「ブロックチェーン法律実務の基礎と最新動向—暗号資産規制からNFT まで—」
掲載誌 日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題 令和4年度研修版
著者 増田 雅史

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

➤ 札幌オフィス開設のお知らせ

今般、当事務所は、札幌オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、現在、北海道の案件につきましても、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、企業法務を中心とした分野において、より近接した拠点からのサポートを期待するとの声をいただいております。当事務所は、このようなご要望・ご期待にお応えして、きめ細やかなサポートを行うべく、今般、北海道札幌市に新たな拠点を設けることといたしました。

札幌オフィスには、M&A、会社法関連業務、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士及びアソシエイト弁護士が所属いたします。

札幌オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡及び高松）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタオフィス及び 2023 年秋の業務開始を予定しておりますニューヨークオフィス）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

札幌オフィスの開設については、開設に必要となる諸手続を経た上、2023 年 9 月又は 10 月のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設す

Client Alert - Financial Sector

る予定です。

➤ **大規模言語モデルを活用した次世代型リーガルリサーチ AI に関する取組みについて - 協業先である Legalscape 社との取組み**

1. 取組みの背景・概要

当事務所は、2019年10月以来、リーガルリサーチのサービスを提供する株式会社 Legalscape（以下「Legalscape 社」といいます。）との間で、協業的取組みを行っております。

Legalscape 社は、法務領域における技術的なリーディングカンパニーとして、「すべての法情報を見渡す景色を描き出す」というパーパスのもと事業展開を行っており、東京大学大学院 情報理工学系研究科 コンピュータ科学専攻で自然言語処理を研究してきた最高技術責任者を中心とする高い技術力を有する研究開発チームを擁しております。

当事務所は、Legalscape 社との協業的取組みの一環として、Legalscape 社との間で、大規模言語モデルを活用した次世代型リーガルリサーチ AI の企画・開発のための意見交換・協議を行って参りました。これらの意見交換や協議を踏まえ、この度、Legalscape 社は、同社の6月12日付プレスリリース「Legalscape、大規模言語モデルを活用した次世代型リーガルリサーチ AI を開発-森・濱田松本法律事務所との協働により高い精度を達成し、今後の実用化を目指す」に記載のとおり、大規模言語モデルの法務領域への応用を通じ、リーガルリサーチ特化の対話 AI を開発しました。

このリーガルリサーチ AI は、まだ試験利用段階ではありますが、現段階でも、2012年～2014年の司法試験及び2012年～2016年の司法試験予備試験の短答式試験の会社法に関連する計70問で、約71.4%の正答率を記録しており、ChatGPT の約42.9%や例年の合格ラインである約60%を大きく上回っております。

また、このリーガルリサーチ AI では、回答の正確性が求められる法務領域における大規模言語モデルの実務応用上の大きな課題である、大規模言語モデルがそれらしい嘘をついてしまう問題（通称“hallucination”問題）を解決するため、法律文献に依拠して回答させることで、ユーザーが安心して利用できるよう工夫されています。

かかる取組みは、日本経済新聞14面「司法試験の一部科目 生成 AI、『合格水準』 東大発新興、『GPT-4』ベースに開発」と題した記事に掲載されました。

2. 今後の展望

今般、Legalscape 社が開発したシステムは、会社法分野に特化するものになりますが、現在、他の法分野への拡充を目指し、さらなる取組みを開始しております。

また、引き続き、当事務所における試験利用の拡大、法律実務において利用す

Client Alert - Financial Sector

る観点からのフィードバック等の協働を行い、これらを通じてシステムに更なる改良を加えることで、早期の実用化を目指して参ります。

当事務所は、Legalscape 社との取組みを通じて、迅速かつ網羅性の高いリーガルリサーチを実現し、クライアントの皆さまに対し、より一層質の高い法務サービスを提供することができるよう目指して参ります。